

令和8年度 第2回黒塩地区廃棄物最終処分場環境対策協議会

日時：令和8年6月10日（水）18時30分～

場所：牧島コミュニティセンター 研修室

1. 開会

2. 会長挨拶

3. 協議事項

(1)視察について

資料1

(2)環境保全協定（案）骨子について

資料2

4. その他

5. 閉会

今後のスケジュール

・6月23日（火） 18:30～ 黒川コミセン 研修室

視察について

1. 日程（案）について

- ①-1 6月26日(金)、27日(土)
- ①-2 6月27日(土)、28日(日)
- ②-1 7月3日(金)、4日(土)
- ②-2 7月4日(土)、5日(日)
- ③-1 7月10日(金)、11日(土)
- ③-2 7月11日(土)、12日(日)
- ④-1 7月17日(金)、18日(土)
- ④-2 7月18日(土)、19日(日)
- ⑤-1 7月24日(金)、25日(土)
- ⑤-2 7月25日(土)、26日(日)

2. 行程（案）

A 案（金・土）

1 日目（金）

- 7 時 伊万里営業所出発 （昭和バス）
- 9 時 博多駅出発 （新幹線）
- 12 時 新大阪駅到着
バス移動（大阪府和泉市へ） 移動時間 1 時間 20 分
- 14 時 和泉リサイクルセンター到着 施設見学
 - ・事務所にて事業所説明 30 分
 - ・中間処理施設 20 分
 - ・廃石膏ボードリサイクル施設 20 分
 - ・平井管理型最終処分場見学（処分場・水処理施設）40 分
 - ・和泉リサイクル環境公園 20 分
- 17 時 夕食
- 19 時 ホテル到着（宿泊先）

2日目(土)

- 8時 ホテル出発 移動時間 1時間40分
- 10時 御坊リサイクルセンター到着 施設見学
・事業所説明 30分
・御坊管理型最終処分場見学(処分場・水処理施設) 90分
・昼食
- 13時 御坊リサイクルセンター出発 移動時間 2時間00分
- 15時 新大阪駅到着
- 16時 新大阪駅出発 (新幹線) 博多駅18時着
- 18時 博多BT出発 (昭和バス)
- 20時 伊万里営業所到着

環境保全協定（案） 骨子

・ 4 者協定

- 黒川町及び牧島地区 . . . 地元
- 肥前環境株式会社 . . . 事業者
- 伊万里市 . . . 市
- 大栄環境株式会社 . . . 親会社

1. 目的

- ・ 関係法令と協定事項を誠実・適正に遵守し、万全な措置を講じ、地域住民の安全を確保し、良好な生活環境の保全を図る。

2. 責務

- ・ 地元 地域住民の安全確保と生活環境の保全を図るため、協定事項の実施確認を行う。
- ・ 事業者 周辺地域の自然環境と海域環境の保全に配慮し、伊万里湾や地域住民等の生活環境に影響を与えないよう、公害防止技術の向上に努め、常に適切な措置を講じ、施設に起因する諸問題の責任を負う。
- ・ 市 地域住民の安全確保と生活環境の保全を図るため、地元とともに協定事項の実施確認や事業者に対して履行の助言等を行う。
- ・ 親会社 施設の建設と運営について、事業者に指導等を行い、協定の履行に関し、連帯して責任を負う。

3. 施設の建設

- ・ 地域住民の安全確保と生活環境の保全に十分配慮する。
- ・ 監督責任者を配置し、廃棄物処理法その他の関係法令を遵守する。
- ・ 濁水対策として、仮設沈砂池の設置など、水質汚濁の防止を図る。
- ・ 工事車両は、関係車両であることが判別できるようにし、騒音、振動、粉じんの発生防止に配慮する。

4. 施設の運営

- ・ 施設運営・設備の更新は、最新技術の導入等を目指し、地域住民の生活環境に影響を及ぼさないよう公害防止技術の向上に努め、適切な維持管理を行う。

5. 廃棄物の種類

- ・搬入できる廃棄物の種類は、別表1とする。
- ・搬入する廃棄物の種類を変更するときは、事前に地元・市と協議する。

6. 環境保全対策

- ・別表2の地下水と放流水の水質基準を遵守し、伊万里湾への環境負荷の低減に努める。
- ・施設における硫化水素等の排出ガス、騒音、振動、粉じん、悪臭の発生と廃棄物の飛散を防止し、必要に応じて自主測定を実施する。
- ・埋立てる処分場の法面の崩壊防止と景観対策を行う。

7. 施設の操業時間、搬入車両

- ・施設の操業時間は、原則、午前8時から午後5時までとし、日曜日、年末年始は操業しない。
- ・廃棄物の搬入と処理に関し、法令違反がないよう、従業員と関係事業者に教育、指導その他必要な措置を講じる。
- ・施設への廃棄物の搬入車両は、交通法規の遵守とともに、周辺住民の生活環境に支障をきたさないようにすること。
- ・施設への廃棄物の搬入車両は、関係車両であることが判別できるようにし、公道上で待機を行わないよう指導する。
- ・災害等やむを得ない事情により、施設の操業時間を変更するときは、事前に地元・市と協議する。

8. 情報の公開

- ・地下水と放流水の水質検査結果は、速やかに地元・市に提出し、ホームページ等で公表する。
- ・施設運営に支障を及ぼさない範囲で、積極的に施設の公開に努める。
- ・地元・市に対し、施設の管理運営の状況を年1回以上定期的に報告する。

9. 立入調査

- ・地元・市等が協定の履行の範囲内において、施設内に立入調査・測定等を申し入れたときは協力する。

10. 事故等の措置

- ・廃棄物処理施設事故対応マニュアルを作成し、周辺地域の生活環境、自然環境と伊万里湾の海域に重大な影響を及ぼすおそれのある事故等が発生したとき

は、ただちに廃棄物の搬入を停止し、適切な措置を講じ、事故等の内容とその対策について地元・市に報告する。

1 1. 交通安全の実施

- ・施設を利用する車両等に対し、交通安全の徹底を指導し、児童生徒の通学時の安全確保と地域住民の車両の優先等に努める。
- ・施設の建設・運営により生じた道路損傷等については、道路管理者に連絡するとともに、応急の措置を講じる。

1 2. 苦情処理

- ・施設の建設・運営について、地域住民から苦情を受けたときは、誠意をもって対応する。

1 3. 損害賠償責任

- ・施設の建設・運営により生じた損害に対し、誠意をもって賠償する。

1 4. 施設等の変更

- ・施設の運用開始後に施設・設備の改良、変更（軽微なものを除く）をするときは、事前に地元・市と協議する。

1 5. 埋立て期間

- ・廃棄物の埋立て期間は、埋立て開始から20年間とし、変更する場合は、事前に地元・市と協議する。

1 6. 埋立て終了後の管理

- ・埋立てを終了し、施設の廃止確認後においても、施設に起因した災害や環境汚染によって周辺環境に支障を及ぼすことがないよう万全の措置を講じる。
- ・施設の廃止確認後、●年間は地下水と放流水の水質検査を実施し、その結果を地元・市に提出する。その後の継続については、地元・市・事業者にて協議する。

1 7. 環境保全への協力

- ・地域が行う生活環境と自然環境の向上のための活動に協力する。

1 8. 協定等の履行

- ・事業者は、協定事項を誠実に履行し、親会社は、事業者の履行責任を連帯して

負う。

- ・地元・市は、協定内容に違反する行為があった場合や不履行の場合は、違反等が解消されるまで、施設の建設、運営の一時停止を求めることができる。

19. 継承の措置

- ・施設の譲渡・貸付等を行う場合は、事前に地元・市と協議し、譲渡等を受けた者から協定事項の履行義務の継承の同意を得る。

20. 疑義事項の協議

- ・協定に定めがない事項、疑義が生じた場合は、必要に応じて4者で協議する。

21. 管轄裁判所

- ・協定事項に関する争訟は、地元の所在地を管轄する裁判所とする。

別表 1

(1)施設に搬入できる産業廃棄物の種類

①	燃え殻（水銀含有ばいじん等を含む）
②	汚泥（石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物を含む）
③	廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む）
④	ゴムくず
⑤	金属くず
⑥	ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む）
⑦	鉱さい（水銀含有ばいじん等を含む）
⑧	がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む）
⑨	ばいじん（水銀含有ばいじん等を含む）
⑩	紙くず
⑪	木くず
⑫	繊維くず
⑬	動植物性残さ
⑭	動物系固形不要物
⑮	政令第 2 条第 1 3 号廃棄物
⑯	廃石綿等（特別管理産業廃棄物）

(2)施設に搬入できる一般廃棄物の種類

①	焼却残さ（燃え殻、ばいじん（水銀含有ばいじんを含む））
②	不燃物（石綿含有廃棄物を含む）